

令和4年度

教育委員会定例会
(11月)

令和4年11月4日(金)

鹿屋市教育委員会

会 議 日 程

日時 令和4年11月4日(金) 午後3時～
場所 教育長室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 案

- (1) 議案第12号 鹿屋市学校規模適正化基本方針の改定について (P 2)
- (2) 議案第13号 鹿屋市奨学資金条例の一部改正について (P 4)
- (3) 議案第14号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例の一部改正について (P 7)

5 報 告

- (1) 鹿屋市看護専門学校A日程入学試験志願者状況について (P10)
- (2) 文化ゾーンまるごとブックフェスタについて (P11)
- (3) 鹿屋市青少年育成・家庭教育講演会の実施報告について (P12)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉 会

議案第12号

鹿屋市学校規模適正化（学校再編）基本方針の改定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年11月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

児童生徒数の減少が進むとともに、一部の地域において児童生徒が集中し大規模化が進むなど学校規模の偏りが顕著となっていることから、鹿屋市学校規模適正化（学校再編）基本方針の改定を行うものである。

鹿屋市学校規模適正化基本方針の改定について

(別 紙)

議案第13号

鹿屋市奨学資金条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年11月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

経済的理由により修学が困難な高校生等が利用しやすい奨学金制度とするため、所要の規定整備を行うものである。

鹿屋市奨学資金条例の一部を改正する条例

鹿屋市奨学資金条例（平成 18 年鹿屋市条例第 188 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「5 年以内の期間」を「10 年以内の期間」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿屋市奨学資金条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成 18 年鹿屋市規則第 206 号）第 8 条に規定する奨学資金借用証書（以下「借用証書」という。）を提出する者に適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、返還待機者（施行日前に借用証書を提出し、施行日以後に奨学資金の返還が始まる者をいう。）は、令和 5 年 3 月 31 日又は奨学資金の返還が始まる 1 月前のいずれか遅い日までに返還期間の変更の申出を市長にした場合に限り、改正後の条例の規定を適用する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、返還者（施行日前に奨学資金の返還を始め、借用証書に添付の奨学資金返還計画書に記載の返還期間（以下「返還計画期間」という。）が令和 5 年 4 月 1 日において残り 2 年以上ある者をいう。）は、令和 5 年 3 月 31 日までに返還期間の変更の申出を市長にした場合に限り、改正後の条例の規定を適用する。この場合において、変更後の返還期限は、令和 5 年 4 月 1 日における残りの返還計画期間を 2 倍した期間が経過する月又は返還計画期間の開始月から 15 年を経過する月のいずれか早い月を限度とし、対象となる奨学資金の返還額は、返還計画期間において令和 5 年 4 月 1 日以後に返還期限が到来するものに限る。
- 4 前 2 項の申出は、市長が別に定めるところにより、書面によりしなければならない。

鹿屋市奨学資金条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>○鹿屋市奨学資金条例 平成18年1月1日条例第188号</p> <p>(奨学資金の返還)</p> <p>第11条 奨学資金は、就職1年後から、その全額を10年以内の期間に返還しなければならない。ただし、特別の事由がある者については、更に5年以内において、延長することができる。</p> | <p>○鹿屋市奨学資金条例 平成18年1月1日条例第188号</p> <p>(奨学資金の返還)</p> <p>第11条 奨学資金は、就職1年後から、その全額を5年以内の期間に返還しなければならない。ただし、特別の事由がある者については、更に5年以内において、延長することができる。</p> |

議案第14号

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年11月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市立鹿屋看護専門学校の授業料及び入学料の額を改定したいので、本案を提出するものである。

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例（平成18年鹿屋市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「216,000円」を「288,000円」に改める。

第4条第2項第1号中「30,000円」を「50,000円」に、同項第2号中「80,000円」を「100,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例第1条及び第4条の規定は、令和6年度に入学する者に係る授業料及び入学料から適用し、令和5年度以前に入学した者に係る授業料については、なお、従前の例による。

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>○鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例 平成18年1月1日条例第191号</p> <p>(授業料の額)</p> <p>第1条 鹿屋市立鹿屋看護専門学校に在学する学生に対する授業料の額は、その在学中出席の有無にかかわらず、1人につき年額<u>288,000円</u>とする。</p> <p>2 学年の中途から在学し、又は在学しなくなったときは、月割による。</p> <p>3 休学の許可を受けた者については、その月の翌月から復学の月の前月までの授業料は徴収しない。</p> <p>(入学料)</p> <p>第4条 入学の許可を受けた者（以下「入学者」という。）は、入学の際に、入学料を納付しなければならない。</p> <p>2 入学料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内居住者（入学者又は入学者と生計を一にしている配偶者若しくは2親等内の親族が、入学する日（以下「基準日」という。）において、本市に基準日以前3年以上引き続き居住し、かつ、住民登録をしている者をいう。） <u>50,000円</u></p> <p>(2) 前号以外の入学者 <u>100,000円</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、転入学した学生に対しては、入学料は徴収しない。</p> | <p>○鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例 平成18年1月1日条例第191号</p> <p>(授業料の額)</p> <p>第1条 鹿屋市立鹿屋看護専門学校に在学する学生に対する授業料の額は、その在学中出席の有無にかかわらず、1人につき年額<u>216,000円</u>とする。</p> <p>2 学年の中途から在学し、又は在学しなくなったときは、月割による。</p> <p>3 休学の許可を受けた者については、その月の翌月から復学の月の前月までの授業料は徴収しない。</p> <p>(入学料)</p> <p>第4条 入学の許可を受けた者（以下「入学者」という。）は、入学の際に、入学料を納付しなければならない。</p> <p>2 入学料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内居住者（入学者又は入学者と生計を一にしている配偶者若しくは2親等内の親族が、入学する日（以下「基準日」という。）において、本市に基準日以前3年以上引き続き居住し、かつ、住民登録をしている者をいう。） <u>30,000円</u></p> <p>(2) 前号以外の入学者 <u>80,000円</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、転入学した学生に対しては、入学料は徴収しない。</p> |

報告(1) 鹿屋市看護専門学校A日程入学試験志願者状況について

(別 紙)

報告(2) 文化ゾーンまるごとブックフェスタについて

(別 紙)

報告(3) 鹿屋市青少年育成・家庭教育講演会の実施報告について

1 目的

保護者や地域住民、関係機関・団体等、市民総ぐるみで青少年健全育成を推進するため講演会を開催し、「地域の子どもは地域で育てる」という意識の向上を図る。

また併せて、主に市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の保護者等を対象に、家庭教育の抱える課題の解決に資する講演会を開催することで、家庭の教育力の向上を図る。

2 主催 鹿屋市教育委員会

3 日時 令和4年10月22日(土) 10:00~11:40

4 会場 鹿屋市文化会館

5 講師 下地 敏雄 氏 (教育アドバイザー)

6 演題 夢と人～親としての、子どもとの接し方～

7 対象者 市内の保育園・幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校の保護者、PTA 会員、家庭教育学級生、青少年育成市民会議構成団体関係者、学校関係者、一般市民等

8 参加人数 413 人 (事前申込者数 373 人、アンケート提出者 303 人)

9 アンケート感想 (抜粋)

- ・ 子どもは育てられたように育つという言葉が響きました。子どもへの接し方を改めて考え直そうと思いました。これからくるであろう「もやもや期」への心構えもできました。笑いもあり、あっという間の講演会でした。ありがとうございました。
- ・ このような会に参加したのは初めてでした。こんなに楽しくて勉強になって今日は本当に来てよかったです。下地先生のファンになりました。ありがとうございました。
- ・ 子育てが始まり、早26年が過ぎました。一番下の子も来层高3になりますので、このような講演会に参加する機会もわずかとなりました。長きにわたり、たくさん勉強させていただきました。これから子育てをされる若いご両親にエールを送りたいと思います。この講演を聞きながら、そんなことを思いました。また、素晴らしいお話に感動し、あっという間の時間でした。次回、続きの夢の話を書きたいです。下地先生最高です！！
- ・ 講演会の参加が初めてで、話に興味を持てるかな？と少し不安がありましたが、参加して良かったです！ところどころクスッと笑えるお話を入れてくださる事で楽しく、真面目なところはキチッと締めて、メリハリがあって聴きやすかったです。

先生視点、またご自身の経験を踏まえた子供への接し方はとても勉強になりました。
来年はぜひ、今年時間オーバーで聴けなかった「夢」のお話を聞けたら嬉しいなと思います。

10 所見

3年振りの対面での開催ということで、天候にも恵まれ、講師の講演も素晴らしく、参加者にも大変好評だった。今回のアンケート結果を基に、本市生涯学習における必要課題、要求課題を精査し、実施していきたい。